会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属	機関等	等 の	名和	陈	第1回みよし市国民健康保険運営協議会
開	催	日	ß	庤	令和元年8月6日(火)午後2時00分~午後2時40分
開	催	場	月	折	みよし市役所3階 研修室1
出	席		ā	者	野﨑 又嗣(会長)、鈴木 淳、酒井 直美、永田 志麻、石井 大、 大澤 和貴、奥村 昌代、鈴木 亜希恵、髙根 美代 (事務局) 小野田市長、太田福祉部長、岡田福祉部次長、浅井保険年金課長、 岡田副主幹、倉地主査
次 叵	〕開催	予	定	Ħ	令和元年12月頃
問	合	난	Ź	先	保険年金課国保担当 岡田、倉地 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <u>hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</u>
下欄	に掲載	する	, t 0	か	・議事録全文・議事録要約
審	議	経	ù	呾	 4 委嘱状交付 2 あいさつ 3 会長・会長職務代理の選出 4 諮問 5 国民健康保険制度及び医療保険制度について 6 報告事項 (1) 平成30年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込)について (2) 平成30年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について 7 その他

保険年金課長

時間もまいりましたので、ただいまから「令和元年度第1回みよ し市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願い します。「一同、礼」ご着席ください。

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、保険 年金課長の浅井です。よろしくお願いします。

本日の会議は約1時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本運営協議会につきましては、会議公開となりますので、 ご了承をお願いします。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。 はじめに、「委嘱状交付」をさせていただきます。

お手元の委員名簿をご覧ください。

前任の運営協議会委員の皆様は任期満了を迎えられ、今回、改めて改選を行わせていただき、本日ご出席いただきました皆様に新たに委員をお願いするものであります。

任期は3年で、本年6月1日から令和4年5月31日までとなります。

(市長から委嘱状の交付)

島委員、芳賀委員、久野委員は本日所用により欠席となっております。

委員の皆様、これから3年間よろしくお願いいたします。 続きまして、小野田市長より、「あいさつ」を申し上げます。

皆さん、改めましてこんにちは。みよし市長の小野田賢治でございます。本日は大変お忙しい中、第1回みよし市国民健康保険運営協議会に出席いただきありがとうございます。また委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

日頃は、市政運営並びに国民健康保険事業に対し、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

先程、皆様方に「国民健康保険運営協議会委員」を委嘱させていただきました。これから3年間よろしくお願いします。

また、本年度におきましても、「国民健康保険税のあり方について」の諮問をさせていただきますので、委員の皆さまの審議の上、答申の作成についてよろしくお願い致します。

あらためて申し上げるまでもなく、国民健康保険は、国民皆保険における最後の砦として、その加入者に対し、病気や怪我等の場合に、保険給付を行う保険制度であります。この制度が持続可能なものとなるよう健全で安定的な財政運営を図るため、平成30年度より、県と市町村が共同運営をする県単位化となりました。

それに伴い、県から各市町村に対して標準保険税率と言うものが 示されるようになり、それが、みよし市の税率と比べると非常に高 い税率となっておりました。

その中で、どのようにして、標準保険税率に近づけていくかという課題に対し、この協議会で、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近付けていく必要があるため、7年をかけて標準保険税率に近づけるものとすることが適当と判断していただく答申をいだだきました。30年度につきましても同様な答申をいただいており、答申にそった

市長

税率を引き上げる条例改正を2年続けて行っています。

本年度につきましても、委員の皆様方から国民健康保険事業運営に対し、貴重な意見をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。

保険年金課長

ありがとうございました。

本来であれば各委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいところではございますが、時間の都合上、お手元の委員名簿、そして席札をもって代えさせていただきますので、ご了承ください。

ここで本日運営協議会に出席しています事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

続きまして、次第3「本協議会の会長、会長職務代理の選出」を お願いしたいと思います。

お手元の資料20ページをご覧ください。

国民健康保険運営協議会に関する諸規則等を添付させていただいており、上段になりますが、「国民健康保険法施行令」第五条第1項に「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されており、第2項では「会長職務代理」について規定されております。そのため、委員名簿の中の公益代表の4名の方の中から、会長と会長職務代理の選出をお願いいたします。

選出にあたり、ご意見等ございませんでしょうか。

鈴木 (淳) 委員

委員としての経験があるということで、会長に、野﨑委員、会長 職務代理に島委員を推薦します。

保険年金課長

ただいま、会長に野﨑委員、会長職務代理に島委員の推薦をいた だきました。

なお、事前に本日欠席の島委員は、公益代表の内の4人であるため、会長、または会長職務代理に選出された場合には、引き受けていただける旨をご了承いただいております。

皆様いかがでしょうか

お二方にお願いしたいと思いますが、ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(全員拍手)

ありがとうございました。

それでは、野﨑委員に会長を、島委員に会長職務代理をそれぞれ お願いいたします。

野﨑会長、におかれましては、お席の移動をお願いします。

(野﨑会長 席移動)

それではここで、野﨑会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

野﨑会長

皆さん、本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。暑さのピークと言いますか熱中症にならないように皆さん気を付けてください。

会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

民生児童委員してこれで15年になりますが、公益代表として平成 22年の12月からこの協議会の委員を務めております。

これまでの、任期中では、資産税に対して賦課する資産割を平成29年度の課税から廃止しています。また、国民健康保険制度が始まって依頼の大改革が平成30年度にあり、国民健康保険事業が県単位化されることとなりました。それに伴い、県から各市町村に市町村が定める税率の基準となる標準税率が示されました。それは、これまでのみよし市の税率とは大きな差があったため、先ほど市長からもお話があった様に7年間をかけて標準税率に近付けていくということで、運営協議会決めさせていただきました。答申書の作成をしてまいりました昨年度についても協議した上で、それに沿ったかたちでの答申書の作成をしました。

今年度につきましても、このあと、市長より国民健康保険税のあり方についての諮問を受けると聞いております。

今回は12人の定数の内7人の方が新しい方となっています。

3年間という長い任期となりますが、みよし市の国民健康保険事業の円滑なる運営ができますよう、本年度も、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

保険年金課長

ありがとうございました。

それでは、続きまして次第4「諮問」をさせていただきます。 小野田市長お願いします。

<市長から諮問書を会長に手渡す>

ありがとうございました。なお、諮問書の写しを皆様方の机に置かせていただいておりますので、ご確認ください。

恐れ入りますが、市長におかれましては、公務のため、ここで退 席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長 退席)

続きまして、次第5「国民健康保険制度及び医療保険制度について」ですが、

新たに運営協議会委員をお引き受けいただいた方もいらっしゃいますので国民健康保険の概要について事務局よりご説明申し上げます。

事務局

保険年金課副主幹の岡田ですよろしくお願いします。

私の方からは、次第の5、国民健康保険制度及び医療保険制度について、説明させていただきます。

今回、新たに委員になられた方もお見えになりますので、はじめ に、この運営協議会について、ご説明いたします。

お手元の資料の19ページをご覧ください。

このページから運営協議会に関する諸規則の抜粋を掲載しております。

ここにありますように、この運営協議会は、国民健康保険法など

により各市町村に設置することが義務付けられている機関で、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員で組織されることとなっております。

20ページの国民健康保険法施行令第4条には、委員の任期は3年とされています。また、みよし市国民健康保険条例では、運営協議会の委員の定数は12人としています。

同ページ、一番下には、運営協議会規則を掲載しております。

第2条で協議会の任務が規定されておりますが、その中の第2号に「国民健康保険税に関すること」という規定に則り、皆様には国保税のあり方についてご審議いただくこととなります。

次に、今後、国保税のあり方についてご審議いただくにあたり、 医療保険制度及び国民健康保険について、改めてご理解をいただい ておくことが肝要かと思いますので、簡単にご説明いたします。

ページが前後して申し訳ありませんが、資料1ページをご覧ください。

まずは、国民健康保険制度について説明します。国民健康保険、略しまして国保といいますが、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め医療費の負担を支えあう助け合いの制度です。

次に国民健康保険県単位化についてですが、平成29年度まではそれぞれの市町村が保険者として国保事業全般を担っていましたが、平成30年4月から愛知県では国保が県単位化され愛知県が国保の責任主体として中心的な役割を担っています。市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収等の事務を行っています。

県単位化により、愛知県から各市町村が税率設定をする基準となる、標準保険税率が市町村ごとに示されております。

みよし市に示されている、標準負担税率は現在の保険税率よりも高いものになっておりますので、被保険者の急激な負担増を招く事が無いよう、平成30年度から7年かけて、徐々に保険税率を引き上げていくよう国保運営協議会から答申されております。

2ページをご覧ください。わが国では「国民皆保険」といいまして、国民は必ず何らかの医療保険に加入しなければならないこととなっております。

75歳未満の方で、会社等に勤める方及びその被扶養者の人は社会保険、公務員等及びその被扶養者の人は共済組合に加入しますが、このような勤務先での保険に加入できない人、例えば、自営業の人などにつきましては、国民健康保険に加入することとなります。

また、75歳以上になりますと、後期高齢者医療制度に移行となります。

それから、医療保険制度とは異なりますが、65歳以上の人が介護保険の第1号被保険者となります。40歳以上65歳未満の人につきましては第2号被保険者となり、介護保険にかかる費用の一部を負担することとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

医療保険の被保険者は、例えば、病気やケガをした場合に診察や 治療などの療養の給付などが受けられ、出産した場合は出産育児一 時金、死亡の場合は葬祭費がそれぞれ支給されるなどの保険給付を 受けることができます。

ただし、病院などで療養の給付を受けた場合は、その費用の一部 を負担金として支払っていただくことになります。

通常の負担割合は3割ですが、未就学児については2割、70歳以

上の人についても通常2割負担となります。

ただし、70歳以上でも所得の多い人は、現役並み所得者として、 3割負担となります。

次に、4ページをお願いします。

国保事業では、事業に要する費用に充てるために、世帯主の人から国民健康保険料の徴収を行います。

ただし、「国民健康保険料」は、地方税法の規定によって「国民健康保険税」として賦課することができることとなっており、本市では「国民健康保険税」としております。

国保では、療養給付にかかる費用の他に、後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための後期高齢者支援金や介護保険への納付金を支払っております。

そこで、被保険者から徴収する国保税には、一般的な医療分である「基礎課税額」、後期高齢者支援金に充てるための「後期高齢者支援金等課税額」、それと40歳以上の人につきましては、介護納付金に充てるための「介護納付金課税額」をあわせて徴収しております。

この表は昭和46年以降の税率等の変遷を記載したものですが、資料1ページの下の方にも賦課方式について掲載しておりますが、国保税の賦課方式には、前年の所得に応じて算定される所得割、固定資産税額に応じて算定される資産割、被保険者均等割、いわゆる人数割、世帯別平等割、いわゆる世帯割の4つの合計で計算される「4方式」、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の合計で計算される「3方式」、所得割、被保険者均等割の合計で計算される「2方式」の3つがあります。

本市においては、平成28年度まで4方式を採っておりましたが、 平成29度から資産割を廃止して、3方式に変更しました。

平成30年度、31年度につきましては、標準税率に近付ける為の税率改正を行っております。

以上、医療保険制度及び国民健康保険の概略について、簡単に説明させていただきました。

続いて5ページA3の資料をご覧ください。

これは、前年度の第3回の国保運営協議会の資料になります。

一番上の表の2行目が平成30年度の税率になっています。

次の表の2行目に「標準保険税率」という項目がありますが、これは、県が今年の1月に示した、本算定での標準税率となります。

この本算定での標準税率を基にして、6年間でそれに近付ける形で設定したものが、下から2番目の表「○今回の修正案標準税率(H31.1本算定)で設定した税率です。

一番上段の太い黒枠が平成31年度の税率となります。

平成30年度から、7年間で標準税率に近付けていくことになっておりますので、平成31年度は標準税率に残りの6年間で近付けていくための税率となっております。

モデル世帯の年税額では、226,700円で今年度との比較で年額7, 100円、3.2%程度の増となっています。

モデル世帯とは、30年度の平均的世帯を使用しており、所得割の 算定基礎となる世帯の賦課所得145万円、被保険者2人世帯で1 人は介護分が賦課されない人です。

以上で説明とさせていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

保険年金課長

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定に 基づき、会長が議長を務めることとなっております。野﨑会長よろ しく、お願いいたします。

野﨑会長

今の説明で何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は9人であり、みよし市国民健康保険運営協議会規 則第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立していま す。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。 奥村委員と鈴木亜希恵委員を議事録署名者に指名させていただ きますので、よろしくお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の倉地主査にお 願いいします。

それでは、これから議事に入ります。本日は報告事項2件となっています。

ご意見、ご質問は2件の報告事項全てについて事務局の説明が終 了後にまとめて、お願いします。

まず始めに、次第6報告事項(1)の平成30年度みよし市国民健 康国民健康保険特別会計決算(見込)について事務局から説明をお 願いします。

事務局

報告事項(1)平成30年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込) について説明させていただきます。

6ページをお願いします。

ここの表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9月に開催される市議会において、報告・承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただいております。

こちらには、文章で平成30年度決算の総括について記載しておりますが、これは後程、お目通しいただきまして、次ページ以降の表やグラフでご説明いたします。

7ページをご覧ください。①被保険者数です。

本市においては、市全体では世帯数、人口ともに増加してはおりますが、国保加入世帯数、被保険者数は年々減少傾向にあります。

これは、平成28年10月から社会保険の加入対象が広がったことによる国保被保険者の社会保険への移行、また、75歳になった被保険者が後期高齢者医療制度に移行していることが、要因になっていると考えられます。

8ページをご覧ください。②年度別決算状況を示しております。 一番右の30年度決算見込額としましては、合計欄にありますよう に、歳入45億499万5,082円、歳出44億263万9623円で、収支差引額 1億235万5,459円でした。

歳入覧の下から5段目に一般会計繰入金という項目があります。 これは、国保事業を運営するのに、一般会計からお金をいれている ものです。

この中には、法定外繰入れとして、基本的には、国保税が不足しているものに対して、一般会計で補てんしているものがあり、その1億238万1,166円については、今後、削減していく必要があります。 国民健康保険事業が県単位化になったことにより、平成29年度と 平成30年度を比較すると、歳入、歳出ともに項目が変更しています。 細かい内訳につきましては、この表のとおりですが、次の9ページをご覧いただきますと、4本の折れ線グラフがあります。上から 1本目が歳入額、2本目が歳出額、3本目が保険給付額、4本目が 国保事業基金保有額を示しており、30年度見込においては、歳入額、 歳出額ともに、被保険者数の減少に伴い、やや減額となっております。また、歳出額が減額となった中で、保険給付額も若干減額となっています。

次に、③は国民健康保険事業基金の状況です。30年度末における 基金保有額は、3億9,446万873円となっています。

この基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金としての役割を担っています。

次に、④は国民健康保険税の調定額です。調定額とは、課税した額のことです。

全体調定額は、被保険者数の減少により年々減っていますが、1 人当たり、一世帯当たりは、増えています。

次に、10ページ⑤は保険給付費の状況です。

保険給付費は、一般に、医療機関等に支払う療養給付費、コルセットを作った際に本人が一時全額立替払をした場合などにおいて後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。

全ての項目において、被保険者数の減少により、減となっております。

次の11ページのグラフは、その推移を表しています。

12ページをお願いします。

⑥1件当たりと1人当たりの保険給付額です。

平成30年度につきましては、前年に比べ、1件当たり保険給付額、 1人当り保険給付額ともに微減となっております。

次に、13ページ⑦出産育児一時金・葬祭費の状況です。

出産育児一時金については、1件につき42万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1件につき5万円を支給しています。30年度では、出産費の支給件数が減となり、逆に葬祭費の件数が増となっております。これらについては、その年によって多くなったり少なくなったりがあり、見込みをたてることが非常に難しいところであります。

以上、国民健康保険特別会計の決算(見込み)の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

次に、報告事項(2)の「平成30年度みよし市国民健康保険運営 協議会答申について」事務局から説明をお願いします。

報告事項(2)平成30年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について説明させていただきます。

資料14ページをご覧ください。

平成30年度につきましても、「平成31年度みよし市の国保税のあり方について」、市長から諮問がされました。

当協議会にて、平成30年度からの県単位化されることによる、県から示された標準保険税率や愛知県国民健康保険運営方針を踏まえ、被保険者の負担を急激に増やすことなく、一般会計からの法定外繰り入れを減らす事を念頭に、7年間かけて段階的に税率を上げ

野﨑会長

事務局

ていく内容を主とした平成29年度の答申を作成していただき、平成30年度につきましても、平成29年度の答申を踏まえ、残りの6年間で標準保険税率に近付けていく内容のものとしていただきました。

答申につきましては、平成31年2月6日に前天石会長、前野崎会長職務代理者から市長に提出され、この答申に沿って、3月議会において国民保険税条例の改正を行いました。

本年度につきましても、先程、市長より諮問がありましたので、「令和2年度みよし市の国保税のあり方について」答申の取りまとめをお願いいたします。

15ページから18ページにある資料については、昨年度の第3回の協議会での資料と同じものになっておりますので、本日は、改めて説明しませんが、今後、国保税の見直し等についてご検討いただくにあたり、参考としていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、「平成30年度みよし市国民健康保険運営協議会答申についての説明とさせていただきます。

野﨑会長

ただいまの事務局から説明のありました、2件の報告事項について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

鈴木(淳)委員

5ページに記載されている県から示された標準保険税率は毎年 変わりますか。

保険年金課長

毎年県が、県全体の保険給付費に必要となる額を見込み、各市町村の被保険者数、医療費指数、所得に応じて県に対する国保事業費納付金を決めます。その納付金に応じて、各市町村の標準保険税率を示すので毎年変わります。

野﨑会長

よろしいでしょうか。他に質問はありますか。

永田委員

9ページの④国民健康保険税は毎年上がりますか。

保険年金課長

県が示す標準保険税率が市の標準保険税率より高いものになっており、平成29年の答申で7年間掛けて近づけていくと決まりました。本来なら国保税だけでやり繰りすべきですが、一般会計から国保会計に法定外繰出金を出しています。

税率が低く、国保税だけではやり繰りできていないので、法定外繰出金を減少出来る様、段階的に税率を上げていきます。

野﨑会長

よろしいでしょうか。他に質問はありますか。

以上で、本日予定されておりました議事については全て終了いた しました。委員の皆様には、長時間にわたり慎重な審議を賜り、ま ことにありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

保険年金課長

ありがとうございました。

それでは最後に、次7「その他」について保険年金課副主幹から ご連絡します。

事務局

次回の開催は、12月中旬頃を予定しています。開催につきましては、出来るだけ早い時期にご案内いたしますので、よろしくお願い

	します。
保険年金課長	以上で令和元年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。 それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。